

三重に人を呼び込む「みえの食」利用拡大推進業務委託仕様書

1 委託業務名

三重に人を呼び込む「みえの食」利用拡大推進業務委託

2 事業主体

三重県

3 委託業務の目的

「食」は、食卓を彩るだけではなく、地域に人を呼び込む大きなファクターとなっており、コロナ収束後のインバウンド拡大、大阪・関西万博の開催など、本県への観光誘客の増加が期待される中、県産農林水産物の利用拡大を図るためには、「みえの食」を効果的にプロモーションすることが必要となる。

そこで、レシピコンテストによる県産農林水産物の認知度向上や家庭での利用促進を図るとともに、大阪圏でのプロモーション、県内ホテル・レストランにおける県産農林水産物を活用したメニュー展開を進めることで、国内外からの観光客増加に合わせた「みえの食」の利用拡大を図る。

4 契約期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

5 委託業務の内容

県産農林水産物の魅力発信および需要喚起を行うため、

- ・レシピコンテストの実施
- ・大阪圏のラグジュアリーホテルにおける「三重県フェア」の開催
- ・県内ホテル・レストラン等が連動した「みえの食」フェアの開催を実施する。

(1) レシピコンテストの実施

県内外における三重県産農林水産物の認知度向上および各家庭での利用促進を図るため、オンラインを活用したレシピコンテストを開催すること。

① レシピコンテストの企画・運営

- ・県産農林水産物を活用したレシピコンテストを企画、運営すること
- ・「みえの伝統野菜」、「みえの伝統果実」、「三重ブランド」など、三重を代表する農林水産物の中から少なくとも一品をメイン食材として使用することを条件に入れること
 - ※「みえの伝統野菜」…（例）伊勢いも、三重なばな、松阪赤菜等
 - 「みえの伝統果実」…（例）市木オレンジ、五ヶ所小梅、蓮台寺柿、前川次郎柿
 - 「三重ブランド」…（例）松阪牛、伊賀牛、あわび、青さのり等
- ・募集対象者は居住地、性別、年齢を問わない

- ・コンテストの実施にあたっては、各種広報物を作成するなど、効果的な広報を行い、多くの参加を促す工夫を行うこと

②レシピコンテストの審査

- ・適格な審査を行い、入賞作品（最優秀1名、優秀3名）を決定すること
※なお、おかず部門やスイーツ部門など部門を設定し、部門ごとに入賞作品を決定することも可とする
- ・審査員には、料理の専門家を必ず1名以上入れること
- ・県が実施するイベント内で入賞者の表彰を行うこと
- ・入賞者には賞品を贈呈することとし、その賞品は受託者が購入すること

③入賞作品を活用したプロモーション

- ・入賞作品を実際に食してもらい、使用した食材を手にとってもらう機会等の創出など、入賞作品を活用し、三重県の食材を消費者に広く認知してもらうための企画を立案し、実施すること

(2) 大阪圏のラグジュアリーホテルにおける「三重県フェア」の開催

大阪・関西万博の開催により、国内外からの観光客増加が期待される大阪圏において「みえの食」の利用拡大を図るため、ラグジュアリーホテルでの三重県フェアの開催を促し、実施につなげること。

- ・大阪圏のラグジュアリーホテルの中から1店舗以上を選定し、選定したホテルにおいて三重県フェアを1か月程度以上開催するよう促し、実施につなげること
- ・フェアにおいては「みえの伝統野菜」、「みえの伝統果実」、「三重ブランド」など三重を代表する農林水産物を使用すること
- ・フェア開催にあたっては、多数の人に訪れてもらえるよう、三重県の魅力が伝わる工夫をこらした周知活動を行うこと
- ・フェア開催に必要なPOP等の販促物等を準備し、協力店舗に提供すること

(3) 県内ホテル・レストラン等が連動した「みえの食」フェアの開催

コロナ収束後の旅行需要の拡大により、国内外からの観光客増加が期待される県内において「みえの食」の利用拡大を図るため、県内ホテル・レストラン等に協力を要請し、「みえの食」フェアを開催すること。

- ・県内ホテル・レストラン等が提供する、県産農林水産物をメイン食材として活用したメニューおよび当該店舗をプロモーションするフェアを企画、運営すること
※店舗で提供するメニューは既存のものでも構わないが、フェアに合わせた新メニューの開発を促すこと
- ・県内ホテル・レストラン等の中から趣旨に賛同してくれる協力店舗を公募等により30店舗以上集めること
- ・フェアは(2)大阪圏のラグジュアリーホテルにおける「三重県フェア」と連動させ、1か月間程度以上、協力店舗全店において一斉に実施すること
- ・フェア開催にあたっては、多数の人に訪れてもらえるようWEBページを作成するなど、工夫をこらした周知活動を行うこと

- ・周知の際は、WEB ページ等で協力店舗の情報についても詳しく紹介すること
- ・フェア開催に必要な POP 等の販促物等を準備し、協力店舗に提供すること

(4) 効果検証

- ①上記取組を実施したことによる効果を検証のうえ報告すること。
- ②効果検証にあたっては、本事業が「みえの伝統野菜」、「みえの伝統果実」、「三重ブランド」など、三重を代表する農林水産物の需要喚起につながるものであったのか調査をすること。

(5) その他本事業の実施に必要な一連の業務

上記に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議を重ねながら実施すること。

6 委託業務に関する成果品の提出

委託業務終了後、委託期間内に以下のものを作成し、紙媒体 2 部及び電子媒体 (USB メモリ) 1 式を提出すること。

- ・委託業務完了報告書
- ・本業務において制作された資料等
- ・その他、県が成果品として提出を求めるもの

7 著作物の利用および著作権

- (1) 本業務において作成した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権 (著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。) および成果品のうち発注者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって発注者に譲渡されるものとし、その成果品中のデータや写真、イラストなどについては、発注者が作成する印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとする。
- (2) (1) により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえで発注者に譲渡すること。
- (3) 成果品のうち、(1) の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、発注者が成果品を自ら利用するために必要な範囲において発注者および発注者が指定する者が自由に利用 (著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。) できるものとする。
- (4) 成果品のうち、(1) の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、発注者が成果品を利用するために必要な範囲において発注者および発注者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得ること。
- (5) 発注者は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (6) 受託者は、(1) の規定に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権 (著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。) を一切行使しないものとする。

- (7) 受託者は、(2)の規定に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作権者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (8) (6)及び(7)に規定する著作権者人格権の不行使は、発注者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (9) 本業務における著作権の譲渡、著作権者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- (10) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

8 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当および作業員（後方支援者も含む）を報告すること。業務担当者および作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制も含む）を報告すること。

(3) その他

業務担当者および作業員は、本県が管理する施設内において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により、同要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

11 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法

を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。

12 業務実施上の留意事項

- (1) 業務実施にあたっては、県が保有する SNS を積極的に活用していくこと。なお、その活用方法については事前に県と協議すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染状況への対応ならびに拡大時の対応方法を事前に検討するなど、事業遂行への影響が最小限となるよう留意すること。
- (3) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議を重ねながら実施するものとする。
- (4) 県との打ち合わせ、協議等を行った際は、受託者において議事録を作成し、その内容を県と共有するものとする。
- (5) 常に連絡調整ができる体制を整えておくものとする。
- (6) 著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。
- (7) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。また、個人情報の保護に関する法律第七十六条、第八十条及び第八十四条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があるので留意すること。
- (8) 県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。